

## 愛知県GAP認証マーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 愛知県GAP認証マーク（以下「認証マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (規格)

第2条 認証マークとは、別紙1のデザインをいう。

### (使用範囲等)

第3条 認証マークは、愛知県GAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）による認証取得者が、認証対象農産物または、認証取得者や認証対象農産物のPR資材等（ポスター、ちらし、名刺等）に印刷、貼付し表示できるものとする。

### (使用申請)

第4条 認証マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、申請書（様式第1号）を所轄の農林水産事務所長を経由し知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、認証マークの使用を許可し、許可通知書（様式第2号）及び認証マークのデザインデータを農林水産事務所長を経由し送付するものとする。
- 3 使用者は、第1項の申請の内容に変更が生じた場合、変更申請書（様式第3号）を第1項と同様に提出しなければならない。
- 4 知事は、変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、認証マークの使用の変更を許可し、変更許可通知書（様式第4号）を送付する。

### (使用管理)

第5条 使用者は、認証マークを使用するにあたり、「愛知県GAP」の認証番号を表記し使用する。使用状況は記録し、適切に管理するものとする。

- 2 使用者は、消費者等から認証マーク及び認証取得内容等の問い合わせがあった場合には、各自説明を行うこととする。

### (使用の制限等)

第6条 使用者は、次の各号に該当する使用をしてはならない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合。
- (2) 本県のイメージを傷つけるおそれがある場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、県が不適當であると認めた場合。

- 2 認証マークについて、県が前項に該当する事例を発見したときは、県は使用者に対し改善を求めることができる。
- 3 前項の場合において使用者が改善に応じない場合は、知事は認証マークの使用許可を取り消す（様式第5号）とともに使用物件の回収を命ずることがで

きるものとする。

(使用期間)

第7条 認証マークの使用期間は、原則許可を受けた日から愛知県GAP認証の有効期間内とする。

(使用料)

第8条 使用料は無料とする。

(その他)

第9条 認証マークの使用に関し、使用者が第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償等を求められた場合も、県は一切の責任を負わない。

附則

この使用要領は、平成31年1月10日から施行する。



愛知県知事 様

認証番号  
住 所  
氏 名(名 称)  
(代表者名)

印

## 「愛知県GAP」認証マーク使用申請書

「愛知県GAP」認証マークを使用したいので、「愛知県GAP」認証マーク使用取扱要領第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、認証マークの使用に当たり、下記の誓約事項を遵守することを誓約します。

## 記

## 1 使用方法

農産物の区分(注1)(品目名)	使用方法(注2)(内容)	参考:出荷期間

(注1)農産物の区分は、「野菜」、「果樹」、「米」、「麦」、「大豆」、「茶」のいずれかを記入する。「野菜」「果樹」「麦」の場合は、品目名も記入する。

(注2)使用方法には、①シール(農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器(袋、パック等へ印刷等)、③包装箱(ダンボール等へ印刷等)、④PR資材(ポスター、ちらし、名刺等)、⑤その他(具体的に記入)から該当する番号を記入する。

<添付資料>

○団体として申請する場合

使用する構成員名簿(氏名、住所、農産物の区分(品目名)、使用方法を必須項目とする)

## 2 連絡先

担当者名	(所属)	(氏名)	
住 所	〒		
電 話		FAX	
PCメールアドレス			

## 3 誓約事項

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。  
(2) 認証が失効した場合又は要領第6条の規定により、改善を求められた場合は、直ちに対応すること。

様

愛知県知事



「愛知県GAP」認証マーク使用許可通知書

年 月 日付で申請のあった「愛知県GAP」認証マークの使用については、  
「愛知県GAP」認証マーク使用取扱要領第4条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

1 使用許可の内容

使用 者 名	
使用 期 間	

農産物の区分(品目名)	使用方法 <sup>(注)</sup>

(注)①シール(農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器(袋、パック等へ印刷等)、③包装箱(ダンボール等へ印刷等)、④PR資材(ポスター、ちらし、名刺等)、⑤その他

2 使用の条件

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 愛知県GAP認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)第12条の認証の有効期間を経過した場合、又は要綱第16条の規定により、認証が取り消された場合、直ちに使用を中止すること。
- (3) 認証マークの使用状況について記録し、使用期間が終了した日から2年間保管すること。

様式第3号

年 月 日

愛知県知事 様

認証番号

住 所

氏 名(名 称)

(代表者名)

印

「愛知県GAP」認証マーク使用変更申請書

年 月 日付け 第 号で使用を許可された「愛知県GAP」認証マークについて、使用内容を変更したいので、「愛知県GAP」認証マーク使用取扱要領第4条第3項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

	農産物の区分(注1)(品目名)	使用方法(注2)(内容)	追加・削除
使用許可内容			—
変更申請			

「愛知県GAP」認証マーク使用許可通知書(様式第2号)の使用方法の変更箇所を追記する。

(注1)農産物の区分は、「野菜」、「果樹」、「米」、「麦」、「大豆」、「茶」のいずれかを記入する。「野菜」「果樹」「麦」の場合は、品目名も記入する。

(注2)使用方法には、①シール(農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器(袋、パック等へ印刷等)、③包装箱(ダンボール等へ印刷等)、④PR資材(ポスター、ちらし、名刺等)、⑤その他(具体的に記入)から該当する番号を記入する。

2 変更の理由

様

愛知県知事



「愛知県GAP」認証マーク使用変更許可通知書

年 月 日付で申請のあった「愛知県GAP」認証マークの使用変更については、「愛知県GAP」認証マーク使用取扱要領第4条第4項の規定により下記のとおり変更し許可します。

記

1 使用許可の内容

使用期間	
------	--

農産物の区分(品目名)	使用方法 <sup>(注)</sup>

(注)①シール(農産物・包装容器等へ貼付)、②包装容器(袋、パック等へ印刷等)、③包装箱(ダンボール等へ印刷等)、④PR資材(ポスター、ちらし、名刺等)、⑤その他

2 使用の条件

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 愛知県GAP認証制度実施要綱(以下「要綱」という。)第12条の認証の有効期間を経過した場合、又は要綱第16条の規定により、認証が取り消された場合、直ちに使用を中止すること。
- (3) 認証マークの使用状況について記録し、使用期間が終了した日から2年間保管すること。

様式第5号

番 号  
年 月 日

様

愛知県知事



「愛知県GAP」認証マーク使用許可取消通知書

年 月 日付で 第 号で通知した愛知県GAP認証マークの使用許可については、愛知県GAP認証マーク使用取扱要領第6条第3項の規定により下記の理由のため取り消します。

記

1 取消理由